

# 明石市立コミュニティ・センター高速印刷機賃貸借 仕様書

## 1 見積方法

本仕様書に記載した条件を満たした場合に、1台あたりの月額賃貸借料（税抜き）を、見積書（指定様式）に記載して見積ること。

## 2 設置対象施設及び設置台数

24施設24台（専用架台含む）（【別表1】のとおり。）

ただし、組織改正、配置換え等により、契約締結までに台数が増減する場合や、契約締結後において設置場所が変わる場合があります。

## 3 契約期間

契約期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約）

ただし、この契約の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算が削減された場合は、契約を変更又は解除することとする。

## 4 保守及びサービスの内容

高速印刷機をネットワークプリンタとして使用する場合の消耗品（用紙、インク及びマスターを除く。）及び部品の供給・改修、保守点検その他必要なサービスとする。

- (1) 高速印刷機の性能は【別表2】に記載している仕様と同等以上のものを提供すること。
- (2) 高速印刷機をネットワークプリンタとして使用する場合には、必要となる部品等及び作業に係る費用は無償とすること。
- (3) ネットワークプリンタを使用する場合のパソコンへのドライバのインストールについては、総務管理室情報管理課と協議し、無償で行うこと。
- (4) 高速印刷機が常に正常な状態で稼動するよう定期点検を実施するとともに、不良箇所が見つかった場合はもちろん、それ以外の場合でも積極的に部品の交換を行い、故障の防止に努めること。
- (5) 高速印刷機に使用する用紙は、主として再生紙を使用するため、必要に応じ高速印刷機にその対策を講じること。
- (6) 高速印刷機の機能について、設置対象施設を所管する部署及び設置対象施設へ適切な指導を行うこと。
- (7) 高速印刷機が故障した旨の連絡を受けたときは、速やかに対応し正常な状態に回復させること。直ちに正常な状態に回復できず、設置対象施設の業務に支障をきたす場合は、代機を納入すること。ただし、設置対象施設の指示により修理を着手する時間を遅らせることがある。
- (8) 市から修理を請求する時間帯及び保守サービスに着手する時間帯は、原則として、平日（火～金）の9時00分から17時00分までとし、修理の請求後、保守サービ

スに着手する時間帯内であれば、速やかに修理に着手するものとする。

- (9) 設置対象施設の業務に特に支障が生じる場合は、土・日曜日についても修理を請求することがある。この場合の保守サービスについては、別途対応を協議する。
- (10) 設置者は、点検、修理等の状況を把握する者（保守総括者）を1名選任し、契約締結後、速やかにその氏名等を、設置対象施設を所管する部署に報告すること。なお、変更があった場合も同様とする。
- (11) 高速印刷機1台ごとの点検、修理等の経歴を常に把握し、設置対象施設を所管する部署からの指示があったときは、全ての情報を速やかに報告すること。

## 5 高速印刷機の設置及び撤去について

- (1) 高速印刷機の運搬、設置に係る費用は設置者の負担とする。
- (2) 設置者として決定後、速やかに設置対象施設を所管する部署と搬入日時等について協議すること。
- (3) 高速印刷機の搬入は、原則、令和7年3月31日（月）までに行うものとし、設置対象施設を所管する部署との協議により、この期間外に搬入することは可能であるが、前設置業者と入替時期を調整するなど、高速印刷機の不在時間が生じないように配慮すること。  
なお、設置日から令和7年3月31日までの賃貸借料については無償とする。
- (4) 組織変更や配置換え等に伴い、高速印刷機の設置場所を変更する場合は、設置対象施設を所管する部署と協議し、無償で高速印刷機を移動し、設置対象施設が正常な状態で使えるようすること。
- (5) 本契約の満了又は設置者の都合により本契約を解除し、機器を搬出する場合、設置者はそれらに要する費用を負担すること。

## 6 高速印刷機のメーカーの指定について

高速印刷機のメーカーについては、理想科学工業、デュプロ及びこれらと同等以上のものとする。

なお、想定するメーカーがこれらと同等以上かどうかは、仕様書等に関する質問書（指定様式）により質問して、回答を得ること。

## 7 個人情報の保護について

推奨する個人情報保護に関するセキュリティ機能について、詳細を文書で設置対象施設を所管する部署に提出すること。

## 8 支払方法

月払いとする。

なお、請求先については、設置対象施設を所管する部署へ行うこと。

【別表1】

	施設名称	所在地
1	朝霧小学校区コミュニティ・センター	明石市大蔵谷字奥 837-2 (朝霧小内)
2	人丸小学校区コミュニティ・センター	明石市東人丸町 26-29 (人丸小内)
3	中崎小学校区コミュニティ・センター	明石市中崎 1 丁目 4-1 (中崎小内)
4	大観小学校区コミュニティ・センター	明石市大明石町 2 丁目 8-30 (大観小内)
5	鳥羽小学校区コミュニティ・センター	明石市西明石北町 2 丁目 2-1 (鳥羽小内)
6	和坂小学校区コミュニティ・センター	明石市和坂 2 丁目 12-1 (和坂小内)
7	大久保小学校区コミュニティ・センター	明石市大久保町大久保町 430 (大久保小内)
8	大久保南小学校区コミュニティ・センター	明石市大久保町ゆりのき通 3-1 (大久保南小内)
9	高丘東小学校区コミュニティ・センター	明石市大久保町高丘 3 丁目 2 (高丘東小内)
10	山手小学校区コミュニティ・センター	明石市大久保町大窪 1600 (山手小内)
11	魚住小学校区コミュニティ・センター	明石市魚住町清水 570 (魚住小内)
12	清水小学校区コミュニティ・センター	明石市魚住町清水 1764-3
13	錦浦小学校区コミュニティ・センター	明石市魚住町西岡 1349 (錦浦小内)
14	二見小学校区コミュニティ・センター	明石市二見町東二見 457-1
15	錦城コミュニティ・センター	明石市上ノ丸 3 丁目 1-11 (錦城中内)
16	朝霧コミュニティ・センター	明石市大蔵谷奥 4-1 (朝霧中内)
17	大蔵コミュニティ・センター	明石市西朝霧丘 4-7 (大蔵中内)
18	野々池コミュニティ・センター	明石市沢野 1 丁目 3-1 (野々池中内)
19	望海コミュニティ・センター	明石市西明石南町 1 丁目 1-33 (望海中内)
20	大久保コミュニティ・センター	明石市大久保町大久保町 244-3
21	大久保北コミュニティ・センター	明石市大久保町大窪 2030 (大久保北中内)
22	江井島コミュニティ・センター	明石市大久保町西島 680-5 (江井島中内)
23	二見コミュニティ・センター	明石市二見町西二見 591-2 (二見中内)
24	西部文化会館	明石市二見町西二見 597-2

合計 24施設 24台

【別表 2】

製版・印刷方式		デジタル製版・孔版印刷
画像解像度	書き込み	300 dpi × 600 dpi
	読み込み	300 dpi × 600 dpi
原稿・用紙サイズ		A3～はがきサイズ相当
印刷面積		A3サイズ相当
用紙種類		46 g/m <sup>2</sup> ～210 g/m <sup>2</sup>
製版時間		20秒 (A4等倍)
印刷速度		130枚/分 (A4)
給紙容量		1,000枚 (64 g/m <sup>2</sup> )
インク供給方式		全自動 (1,000ml/本)
カラー印刷		ドラム交換式
マスター給版・排版方式		全自動 (給版220版以上)
印刷倍率	固定	等倍を含む7段階以上
	任意	50%～200% (1%毎)
操作方式		タッチパネル
印刷位置調整		天地 (電動) ±15mm・左右 (手動) ±10mm
濃度調整		原稿読取濃度 (5段階)・印刷濃度 (5段階)
各種検知		原稿有無・消耗品残量
省エネ		省エネモード機能
インターフェイス		USB2.0 Ethernet 100BASE-TX/10BASE-T
電源		AC100V 50/60Hz
消費電力		最大300W
環境対応		グリーン購入法適合
		エコマーク認定商品
		国際エネルギーestarプログラム適合
その他		再生機の利用は不可
		キャスター付専用台を付属すること